

資格認定制度に関する Q&A

【申請について】

Q1: 医師・看護師以外でも資格を取得することができますか？

職種に関係なく、取得することができます。

Q2: 資格申請は、法人会員でも可能ですか？

申請する時点において、日本クリニカルパス学会の『個人会員』であることが必要です。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度規則 第3章第7条1＞

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第2条＞

Q3: 資格認定の要件にある学会発表は、日本クリニカルパス学会学術集会での発表しか認められないのでしょうか？

パス関連の発表であれば、他学会の学術集会や地方会も認めます。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度規則 第3章第7条2＞

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第3条＞

Q4: 資格認定の要件にある学会発表は、共同演者でもいいのでしょうか？

各資格の単位取得の要件において、「筆頭演者あるいは共同演者」と定めてあるものについてのみ、共同演者の発表を認めます。ただし、資格要件において「筆頭演者」のみと定めているものについては、共同演者を認めません。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第3条、第3章第9条、第4章第15条、第7章第25条＞

Q5: パス学会発表を1回以上とありますが、パス展示でもよいですか？

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、企業の協賛によるものや口頭発表を伴わないパス展示は認めません。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第3条、第3章第9条、第4章第15条、第7章第25条＞

Q6: 学会発表を筆頭演者に代わり、学術集会で行いました。認めてもらえますか？

筆頭著者との共同演者になっている発表で、筆頭著者の代わりに発表したのであれば、「筆頭あるいは共同演者」が要件となっている発表については認めます。ただし、「筆頭演者」のみが要件となっている場合には、発表を筆頭演者に代わって代替で行ったとしても、抄録に登録された演題の筆頭演者ではない限りは認めません。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第3条、第3章第9条、第4章第15条、第7章第25条＞

Q7：クリニカルパス関連の学会発表として、院内看護研究会は該当になりますか？

該当しません。都道府県レベル以上の学会等を対象とします。

Q8：指導者あるいは上級指導者の資格申請要件「発表」は、認定士あるいは指導者の申請の際に提出した発表を再提出してもいいのでしょうか？

新規申請に限り、「過去に」という要件に則り、可能です。ただし、更新の場合には、5年間に1回以上の発表が必要になりますので、ご留意ください。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第3章第9条 第4章第15条＞

Q9：学術集会参加は日本クリニカルパス学会学術集会以外のものも認められますか？

認められません。

Q10：学術集会参加証のかわりに領収証でも認められますか？

学術集会参加証を紛失された場合、当該学術集会での主演者としての発表者に限り、参加したことと認め、教育研修単位への振替を認めます。また、個人を特定できる領収証であれば、可といたします。

Q11：パス指導者へは、パス認定士資格を有していないと申請できませんか？

申請できません。

Q12：パス上級指導者へは、パス指導者を有していないと申請できませんか？

申請できません。

Q13：クリニカルパスを作成した実績はどのように証明したらよいですか？

作成したクリニカルパスとパスレポートを提出して頂きます。

提出するクリニカルパスは1種類で、医療者用の院内パスでも地域連携パスでも可能です。

以前所属していた施設のパスを提出することも認めますが、その施設側の許可を取り、その旨を欄外に記載してください。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第2章第6条＞

＜日本クリニカルパス学会資格認定申請書類作成の手引き＞

Q14：資格認定の要件にあるパスは、どのように審査されるのでしょうか？

多職種で作成していること、アウトカムが設定されていること、アウトカムを判断できる観察項目やタスクが明示されている、バリアンスの収集・分析を行っている等、パスの要件を満たしているかどうかに基づいて審査を行います。

＜日本クリニカルパス学会資格認定申請書類作成の手引き＞

Q15：資格認定の要件にあるパスレポートは、どのように審査されるのでしょうか？

パスレポートは、申請書類作成の手引きに基づいて判定します。提出したパスに関する説明（パスの作成、実践運用・評価・見直しの過程等）だけではなく、提出したパスに対して申請者自身が

どのように関与したのか、また自施設のパス活動に基づいて審査します。
<日本クリニカルパス学会資格認定申請書類作成の手引き>

Q16:資格申請要件「論文」は in print でも認められますか？

採用が確定し、掲載号・掲載ページなどが確定している場合は認めます。投稿された論文をご自身でプリントアウトし、採用通知（掲載号・掲載ページなどが記載された文書）のコピーを貼付して提出してください。なお、発刊まで時間がかかりページ数などの詳細が不明な場合は、掲載号がわかるような証明を添付してください。

Q17:上級指導者の資格申請要件「論文」は、指導者の申請の際に提出した論文を再提出してもいいのでしょうか？

再提出をしてまいりません。<日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第4章第15条>

Q18:教育研修単位として学術集会が認められていますが、参加証を紛失してしまいました。学術集会では発表しているので、発表が証明できる書類を提出すれば認められますか？

学術集会参加証の代わりとして、主発表者（または座長）であれば、発表が証明できる書類を提出していただければ認めます。

Q19:教育セミナーの受講証明書を病院に提出してしまいました。病院からの出張証明書は受講証明の代わりとして認められますか？

認められません。

Q20:申請書類に不備がありパスレポート審査や試験が受けられない場合、返金はしてもらえますか？

申請書を受理した時点で受付となり、書類に不備がないかどうかの確認も審査となるため、返金はいたしません。

Q21:資格試験のためのテキストや問題集はあるのでしょうか？

問題集を発行する予定はありません。「クリニカルパス用語解説集第2版（サイエンティスト社発刊）」、「基礎から学ぶクリニカルパス実践テキスト第2版（医学書院発刊）」および「総説 クリニカルパス（サイエンティスト社発刊）」を参考に勉強してください。

Q22:資格試験はどこで行われるのでしょうか？

オンライン試験（e-TEST）で行います。ご自宅あるいは所属する施設で受験いただけます。

Q23:資格試験受験および登録、更新には、いくらかかりますか？

資格認定料（試験料含む）は10,000円、資格更新料は5,000円です。

Q24:資格を取得するとどのようなメリットがあるのですか？

所属する施設・地域内で、パスに対する知識・実践に精通している者と認知され、パス活動を行いやしくなります。ただし、現時点では、診療報酬に認められる加算のようなメリットはありません。

【教育研修】

Q25：セミナー等を教育研修単位として認めてもらうにはどのようにしたらよいですか？

日本クリニカルパス学会のホームページからお申し込みください。条件を満たしているか審査し、資格認定委員会が決定します。

<日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第5章・第6章>

Q26：教育研修単位を取得できる講演などは、どこで知ることができますか？

日本クリニカルパス学会のホームページに公開しています。

<<https://www.jscp.gr.jp/nintei.html>>

Q27：教育研修を受講しましたが、『受講証明書』を紛失しました。再発行はしてもらえますか？

再発行はいたしません。

Q28：教育研修の開催施設主催側のメインスタッフとして参加したため受講証明証は提出していなかったが、単位として認められますか？

認められません。

【認定】

Q29：資格を取得したら、認定証等が発行されますか？

認定証および取得した資格の認定バッジを差し上げます。

Q30：有効期間とは、4月から5年ですか？ それとも1月から5年を指しますか？

認定日（学術集会総会開催日）から5年間とします。

Q31：勤務先が変わりました。認定証に勤務先が記載されますか？

個人名のみの記載となります。

Q32：認定を受けた者の氏名はホームページ等で公開されますか？ 非公開ですか？

原則、学会ホームページにて公開いたします。

Q33：認定証や認定バッジを紛失した場合、再発行は可能でしょうか？

再発行はいたしますが、1件につきそれぞれ1,000円を徴収させていただきます。

【更新】

Q34：資格の更新制度はあるのですか？

あります。5年ごとの更新になります。資格を取得した年の総会日から5年間となります。例えば、2025年に資格を取得した場合には、2025年10月17日から2030年総会日になります。

<日本クリニカルパス学会資格認定制度規則 第9章>

<日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第7章>

Q35：資格取得後 5 年目の更新手続きを忘れていました。遡及できますか？

できません。更新手続きを忘れないようにしてください。ただし、資格回復申請はできますので、この手続きをしてください。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第 7 章 第 32 条＞

Q36：指導者の認定を受けた後も、認定士の更新は必要でしょうか？

必要ありません。指導者の認定を受けてから 5 年ごとに指導者の更新をしてください。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第 7 章 第 29 条＞

Q37：上級指導者の認定を受けた後も、認定士・指導者の更新は必要でしょうか？

必要ありません。上級指導者の認定を受けてから 5 年ごとに上級指導者の更新をしてください。

＜日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則 第 7 章 第 29 条＞